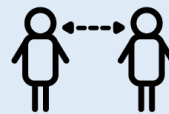


～ これからの季節における感染対策 ～

これからは気温がさらに下がるとともに、人の移動や集まる機会も増えてきます。ひとり一人が感染症対策を徹底し、感染リスクを下げましょう。

●基本的な感染対策の徹底をお願いします

- ・正しいマスク着用、手洗い・消毒、十分な換気、人と人との距離確保！



●新型コロナワクチンの接種をお願いします

●普段会わない人と会う機会が多くなりますので注意しましょう

- ・体調が悪い時は人と会わない（外出しない）
- ・移動先の感染状況等の確認



●飲食の機会は感染リスクが高まります

- ・短時間、距離を取る、会話時はマスクを着用する、大声での会話は控える

※人数が多くなる場合には特に注意（少人数ごとのテーブルに分け、それぞれ距離をとり、移動しないなど）

※お店を選ぶ時は感染防止対策の徹底された認定店を利用



もしも、陽性になった場合は、発症2日前までに接触した方へ必ず連絡しましょう。

決められた療養期間は外出せず、人との接触を避けましょう。



問 柳津町新型コロナウイルス感染症対策本部 Tel 4 2 - 2 1 1 2

広 報 や な い づ お 知 ら せ 版

2022年（令和4年） 12／9号 vol. 514

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

1. 受給には手続きが必要です

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額：1世帯あたり5万円

給付金の支給時期：柳津町が確認書(または申請書)を受理した日から約2週間後が目安です。

2. 支給対象と申請の有無・支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯



柳津町から確認書が届きます

(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。
※令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは「Ⅰ」へ

令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯(家計急変世帯)



申請が必要です

申請期限:令和5年1月31日(火)
※申請時点で住民登録のある市区町村に申
請してください。

詳しくは「Ⅱ」へ



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記窓口や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145（受付時間：9：00～20：00）

柳津町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金相談窓口（総務課総務係）

☎0241-42-2112（受付時間：9：00～17：00）

(5万円/1世帯)のご案内

3. 給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から柳津町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、柳津町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返送してください。**

【確認事項】 ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか

世帯の中に、令和4年1月2日以降に柳津町へ転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**令和5年1月31日（火）まで申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に直接または郵送でご提出ください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに直接または郵送でご提出ください。

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

令和5年度 柳津町会計年度任用職員（保育士）募集のお知らせ

下記のとおり会計年度任用職員（保育士）を募集いたしますので、希望される方はお申し込み下さい。

募 集 職 種	保育士
業 務 内 容	保育業務
募 集 人 員	柳津保育所 7名 西山保育所 1名
雇 用 期 間	令和5年4月1日（金）～令和6年3月31日（金）
応 募 資 格	保育士及び幼稚園教諭の資格保有者又は、令和5年3月末までに資格取得見込みの者
勤 務 条 件	・給与は「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例」によります。経験年数、資格等を考慮して給料を算定します。勤務条件に応じて、通勤手当、超過勤務手当、期末手当等を支給します。 ・月21日程度（休業日を除く） 就業時間 7時間45分（フルタイム） 8：15～17：00（早番、遅番有り） ・勤務条件に応じて、市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険等に参加することになります。
申込期限・方法	<u>令和5年1月6日（金） 17：15まで</u> 総務課総務係まで持参いただくか、又は郵送してください。 郵送の場合は、締切日当日までに到着したものに限り受け付けます。 【郵送先】 〒969-7201 柳津町大字柳津字下平乙234番地 柳津町役場 総務課総務係
申 込 書 類	(1)柳津町会計年度任用職員申込書 (2)履歴書（町が指定する様式のみ可） (3)保育士資格証の写し ※(1)、(2)はそれぞれ総務課・西山支所にあります。
採 用 決 定	・書類選考及び面接試験により受験者に合否を通知いたします。面接日時等、詳細については、応募者に別途通知します。

問 保育所保育係 TEL 4 2 - 2 2 3 8

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯)のご案内

子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が近づいています。期限を過ぎると給付金を受け取れませんので、**令和5年2月28日(火)まで**お早めに申請ください。

なお、令和4年度にすでに受取った方は対象となりません。

■支給対象者 (1) 児童手当等受給者・非課税者

令和4年4月から令和5年2月までの出生等により、新規で児童手当または特別児童扶養手当を受給される令和4年度分住民税均等割が非課税の方は申請不要です。児童手当を支給する口座に振込みます。

※(1)(2)は、公務員で児童手当を受給している方は申請が必要となります。

(2) その他の支給対象者(高校生のみ養育している方、収入が急変した方)【申請必要】

(1)のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する方

※令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象となります。

- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分住民税均等割が非課税である方と同様の事情にある方

■支給額 児童1人当たり一律5万円

■申請窓口 柳津町町民課住民福祉係へ持参または郵送により申請書をご提出ください。
提出書類等については、町ホームページ又はお問合せください。

問 町民課住民福祉係 Tel 4 2 - 2 1 1 8

令和5年「町民年頭賀詞交歓会」について

令和5年1月5日(木)、つきみが丘町民センターにおいて規模を縮小し、開催予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となる場合もありますのでご了承ください。

問 総務課総務係 Tel 4 2 - 2 1 1 2

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

令和5年3月31日までに、ご請求ください。請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で、

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額面 25万円（5年償還）

■請求窓口

町民課住民福祉係 TEL 42-2118

令和4年分 町県民税・所得税の申告日程について

令和4年分の収入支出に係る町県民税・所得税の申告相談・確定申告につきましては、2月9日から15日までの内5日間を西山支所、2月17日から3月15日までを本庁にて実施する予定です。申告相談を予定されている方は、事前に書類等の準備をお願いいたします。なお、行政区ごとの日程の詳細につきましては、1月発行の広報やないづお知らせ版への掲載を予定しております。

※事業や農業等の申告をなされる方は、事業収入や作物の収穫量・販売額などの収入、肥料代・苗代など事業・農業活動に伴う支出（経費）について項目毎にあらかじめ集計していただきますと申告に要する時間の短縮につながりますので事前の準備をよろしくお願いいたします。

※給与や年金を含む申告をなされる場合には、給与・年金の源泉徴収票をご用意ください。

※行政区ごとの日程につきましては、過去に町の相談会場で申告された方のお住いの行政区毎の実績を基にして、1日当たりの申告相談来場者数（予定）が出来るだけ均一になるようにという理由で設定しております。ご協力をお願いいたします。

※申告相談をされる方は感染症対策としてマスク着用や相談会場での手指消毒のご協力をお願いいたします。

※ご自宅のパソコンやスマートフォンからも e-Tax を利用して確定申告が出来ますので、ぜひご利用ください。

（詳細につきましては国税庁のホームページをご確認ください。）

問 総務課税務係 Tel 4 2 - 2 1 1 3

住宅や倉庫など家屋の滅失（取り壊し）届書について

建て替えや老朽化などにより住宅や倉庫など家屋の一部又は全部を取り壊し（滅失）された場合「家屋滅失届書」により総務課税務係まで届け出をお願いいたします。

家屋の固定資産税は毎年1月1日現在の状況に基づいて課税され家屋の滅失は主に家屋滅失届書や法務局での滅失登記により税額算定に反映されます。家屋滅失の届け出がいただけない場合次年度以降の税額算定に影響がある場合がありますので、届け出のし忘れにご注意下さい。



◇家屋滅失届書用紙について

用紙は税務係窓口にあります。（「柳津町ホームページ」→「税金について」からも用紙をダウンロードできます。）

問 総務課税務係 Tel 4 2 - 2 1 1 3

安全な除雪を実施するためのお願い

今年も降雪の季節がやってきました。町では、通勤通学などの道路交通の安全確保のため、除雪に取り組んでいます。除雪効果をさらに上げるため、町民のみなさまには次の項目にご協力をお願いします。

地域や家庭にとって重要な雪道を守るため、マナーを守りましょう。

◇ 玄関先の除雪にご協力を

道路を除雪した後に、玄関先や車庫前を塞いでしまうことがあります。各ご家庭で片づけ、また、一人暮らし・高齢者世帯などの玄関先は地域で声をかけ合って除雪のご協力をお願いします。

◇ 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の障害や多くの人の迷惑となりますので、絶対にやめましょう。万が一、車が損傷しても、修理費を負担できないことがあります。

◇ 除雪作業中の追い越しはやめましょう

追い越しをする場合は、除雪作業車が完全に停止してから車間距離を十分にとり、注意して通行してください。

◇ 除雪作業車には絶対に近づかないでください

事故などの恐れがあり大変危険ですので、除雪作業中の除雪車には絶対に近づかないでください。

◇ 道路へ雪を出さないでください

除雪後に住宅や駐車場から雪が押し出されていることがあります。除雪作業中に排雪するなどご協力をお願いします。また、道路への排雪は事故や渋滞の原因となります。道路へ雪を出さないようにしてください。

◇ 屋根の雪処理について

屋根からの落雪は大変危険です。なだれ止めの設置や早めの雪下ろしなどをしましょう。落雪によって交通事故などが起こった場合、所有者の責任になることがあります。

◇ 側溝に大量の雪を捨てないでください

側溝や用水路に大量の雪を捨てると下流で雪が詰まり、道路や家屋が浸水してしまいます。時間を空けながら排雪作業を行ってください。

◇ 積雪等による倒木伐採についてご協力を

雪害により倒木が発生した場合、交通の妨げとなり、所有者の同意を得ずに伐採を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。※原則は立木所有者が処分を行うことになっています。

◇ 問い合わせは行政区単位でお願いします

除雪業者へ直接の問い合わせは、除雪作業の遅れや現場での対応が遅れてしまいます。効率の良い現場処理ができるよう、行政区内で取りまとめの上、必ず区長を通して宮下土木事務所または建設課建設係までお問い合わせください。

※除雪作業は通勤時間帯に間に合うように努めておりますが、降雪状況により作業が遅れる場合があります。

また、消雪は気象状況により散水しない場合がありますので、ご理解をお願いします。

※下記の福島県ホームページから県内の主な道路状況をライブカメラでご覧いただけます。

<http://www.fukushima-road.net/aizu/>

【国・道・県道に関すること】 宮下土木事務所 業務課 TEL 0241-52-2311
【町道・農道・林道に関すること】 建設課建設係 TEL 0241-42-2117

水道の凍結防止について

1月以降の冬期間は、水道メーターの検針を実施しないこととしています。

冬期間に宅内で漏水事故等が発生する事例もありますので、水道管の凍結・故障には十分注意してください。

凍結を防ぐチェックポイント



◇宅内配管に凍結防止ヒーター等を布設している場合

- ・電源プラグは差し込んでありますか？
- ・ヒーター等は機能していますか？

◇長期間不在となる場合

- ・宅内の不凍栓などで水を止めましたか？
- ・水抜き栓で配管内の水をしっかりと抜きましたか？



パイロット

漏水の確認方法



左は水道メーターの写真です。矢印で示しているパイロットが宅内で水を使用していなくても回っていれば漏水の恐れがあります。
※写真と異なる形のメーター器もあります

冬期間の故障・漏水に備え

自宅の水を止めるバルブの位置を確認しておきましょう。

問 建設課上下水道係 電話 4 2 - 2 1 1 7

令和4年11月の入札結果を公表します

令和4年11月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事・委託はありませんでした。なお、100万円以下の入札結果については役場2階総務課財政係において閲覧できます。

問 総務課財政係 TEL 4 2 - 2 1 1 2

正しい操作で、安全除雪！！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- (2) 安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。また、デッドマンクラッチ機構を意図的に無効化したり、故障を放置したままでは使用しないようにしましょう。
- (3) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- (4) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- (5) 後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- (6) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。
- (7) 建物の軒下近くでの除雪作業を行う際には、落雪に十分注意しましょう。

問 除雪機安全協議会（一般社団法人日本農業機械工業会内） Tel 03-3433-0415
HP <http://www.jfmma.or.jp/jyoankyoku.html>

農作業と暮らしの記録“農家日誌”の販売予定について

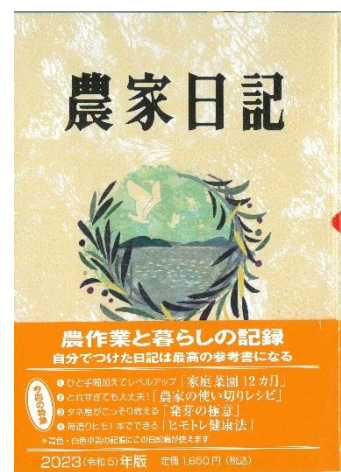
昨年度まで町統計調査員が注文を取りまとめておりました「農業日誌」「ファミリー日誌」「新農家暦」（発行元：（一財）農林統計協会）が、令和4年版をもって発刊終了となりました。これに代わるものとして、「農家日記（発行元：（一社）農山漁村文化協会）」の取り扱いを予定しています。

「農家日記」は、経営・作付け・生産計画書や確定申告にも使える現金出納帳・農業所得の計算表のほか、野菜の作付け時期や野菜の使い切りレシピなど、農業経営をされている方から家庭菜園や自家消費用に農作業をされている方まで、幅広く活用できる内容となっています。

従来通りであれば10月頃に皆様にお知らせするところですが、ご案内が大変遅くなり申し訳ありません。

ご注文は、“役場みらい創生課へ直接ご連絡をいただく方法”を予定しています。詳しくは、広報やないづ1月号（12月27日（火）発行）及び地区回覧文書でお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

問 みらい創生課みらい創生係 Tel 42-2447



スマートフォンがもっと便利に楽しくなる！ 初心者向けスマートフォン教室

総務省デジタル活用支援推進事業の一環でスマートフォンの基本操作など使い方を学ぶ、「初心者向けスマートフォン教室」を開催します。
(※参加費無料、要参加申込)

この教室では、スマートフォンを所有している方向けに、LINEやインターネットの使い方などの基本操作を学びます。

【開催場所：中央公民館（ふれあい館）】

対 象 者	どなたでもご参加頂けます（スマートフォン未所有者には貸出します）
内 容	地図アプリ、インターネット、LINEの使い方
日 時	12月20日（火） 13：00～16：00
定 員	10名（申込先着順）
準 備 物	ご自身のスマートフォン（所有者）、マスク着用、筆記用具

※各内容を1時間単位で学びます。時間単位での参加、詳細は参加申込時にお問合せください。

▼申込期間（※定員になり次第受付終了）

～開催日の前日迄（受付時間／平日10：00～17：00）

▼参加申込先

（株）エヌ・エス・シー TEL 0242-23-7771

▼問い合わせ

（株）エヌ・エス・シー TEL 0242-23-7771

みらい創生課みらい創生係 TEL 42-2447



スマートフォン・タブレットを使ってみませんか？ はじめてのスマホ・タブレット教室

電源の入れ方や文字の打ち方などの基本操作やインターネット検索、LINE等便利な機能を優しく、ていねいに教えます。

同世代の仲間と一緒に体験してみましょう！（※参加費無料、要参加申込）

【開催場所：中央公民館（ふれあい館）】

対 象 者	柳津町内在住の方
内 容	基本操作、インターネット検索、LINEなど
日 時	1月10日（火） 13：30～15：00
定 員	15名（申込先着順）
講 師	福島県から受託した県内IT企業のスタッフ
準 備 物	教室用端末（iPad）を用意しています。 ※ご自身の端末でも参加できます。

▼申込期限

令和5年1月5日（木）まで

※12月29日（木）～1月3日（水）間は受け付けできません。

▼参加申込先・問い合わせ先

みらい創生課みらい創生係 TEL 42-2447

▼主催

福島県、柳津町

